

## 事業計画書

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、経済の状況や人々の生活様式の変化により様々な課題が表面化するなか、社会福祉の実践や地域活動においても、試行錯誤の取り組みが行われています。

これはこの間で新たに生じた課題というだけではなく、これまで制度の対象となっていなかった部分や、潜在化していた課題に対する動きでもあり、今後検討が必要なテーマとしても重要といえます。

本会は、変化していく状況の中においても、「誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる豊かな福祉社会の実現」を目指し、第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき各事業を推進します。

### 【令和4年度新規事業】

①今年度中には新型コロナ特例貸付の償還開始の時期を迎えることになり、経済・雇用の悪化が継続している状況下において、相談数の増加が見込まれるとともに、生活再建支援が重要となります。生活に困窮している人が適切に支援につながるができるよう、現在配置している生活困窮者自立支援機関担当職員や貸付担当職員に加え、相談員の体制を強化します。⇒p9〔9〕**経済的困窮世帯への支援**

②今年度より地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化のため、行政とともに中核機関を設置し、地域住民への啓発を行うとともに、関係機関や本会でこれまで実施している日常生活自立支援事業や市民後見人活動支援との連携を図ります。⇒p10〔12〕**中核機関**

### 【継続事業】

貸付や生活困窮の相談からニーズが明らかになった、制度や生活に関する情報が行き届きにくい外国人を対象とした食料支援の定期開催、ひきこもり等生きづらさを感じている人を対象に居場所づくりをはじめ人との縁、地域とのつながりを育むことを目指す「縁起プロジェクト」、自殺防止の啓発等を通じて、関係機関・団体と連携しながら社会的孤立を防ぐ取り組みを進めます。

ボランティアセンター事業については、ボランティアフェスティバル等の啓発・PRの機会を活かし新たな担い手の発掘に取り組むとともに、シャッピーハウスを活用し幅広い層の利用・参加の促進に努めます。

地域活動支援については、住民どうしがつながり続けられるよう、地区(支部)福祉委員会をはじめ地域の多様な活動主体の活動を支援します。災害関係については、引き続き市関係課と連携を取りながら「災害にも強いまちいずみさの」を目指し、防災

と福祉の視点で泉佐野市の地域の絆づくり登録制度等を推進するとともに、防災をテーマに幅広い層が地域活動へ参加する機会づくりに取り組みます。

市立社会福祉センター管理運営においては、ふれあい交流事業を開催すると共に安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めます。

市民一人ひとりに寄り添うことのできる社協を目指して、役職員が一丸となり以下のとおり各事業を推進してまいります。

## 〔1〕法人運営関係

公平・公正な組織運営に取り組むとともに、住民主体の組織である社協の核となる理事・評議員・職員の連携を深め、組織強化を図る。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| 1. 理事会            |      |
| (1) 理事会の開催        | 10回  |
| (2) 三役会の開催        | 随時   |
| (3) 担当理事会の開催      | 随時   |
| 2. 評議員会           |      |
| (1) 評議員会の開催       | 定例2回 |
| 3. 評議員解任・選任委員会の開催 | 随時   |
| 4. 研修会            |      |
| (1) 理事・監事研修会      | 1回   |
| (2) 評議員研修会        | 1回   |
| (3) 職員研修会         | 随時   |
| 5. 監事による監査        | 随時   |

## 〔2〕地域福祉事業の推進

誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している14地区福祉委員会およびその支部福祉委員会をはじめとする地域の活動主体への支援を通じて、生活支援体制整備事業を含め地域の支えあい活動の推進を行う。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. 連絡会等の開催                    |       |
| (1) 地区福祉委員会連絡会の開催             | 4回    |
| (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催          | 1回    |
| (3) 支部連絡会の開催                  | 1回    |
| (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催     | 各地区1回 |
| (5) 地域交流カフェ実施主体連絡会の開催         | 1回    |
| (6) その他、必要な連絡会の開催             |       |
| 2. 講習会・講座・研修会等の開催             |       |
| (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催（初任者向け） |       |
| (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催          | 1回    |
| (3) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催        | 1回    |

- (4) 「わいわいの輪」(第1層協議体)等の開催
- (5) その他、必要な研修会等の開催
- 3. 助成金の交付
  - (1) 活動実績に応じたの地区福祉委員会活動助成金の交付
  - (2) その他助成金の交付
- 4. 地域福祉活動計画の推進
  - (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催
- 5. 社会資源の把握と情報発信
  - (1) e コミュニティプラットフォームの活用による社会資源の可視化
- 6. その他
  - (1) 地区(支部)福祉委員会活動の広報(社協だより、ホームページ等)
  - (2) 協力員のボランティア保険加入
  - (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
  - (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
  - (5) 他機関の実施する会議・研修会・講習会への参加

### 〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

災害対策を通じた地域のつながりづくりをめざし、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうで促進していく。また、災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の共有と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざす。

- 1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施
- 2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施
- 3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
- 4. 災害時避難行動要支援者に対する支援・配慮の啓発
- 5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
- 6. 被災地への職員およびボランティアの派遣 随時
- 7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加
- 8. 災害救援マニュアルの検証
- 9. 子育て世代が地域とつながる防災イベントの開催

### 〔4〕ボランティアセンター事業の推進

市民のボランティア活動への理解と参加促進をはかるために、各事業に取り組む。また、幅広い世代が活動しやすいボランティア活動先の開拓や、活動種別の検討を行っていく。

- 1. ボランティアセンター事業
  - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 5回
  - (2) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 1回

- (3) 市民を対象とした地域福祉活動事業とボランティアグループの活動に対する助成
  - (4) ひとつことポストの設置と回答
  - (5) 関係機関団体などとの連携および支援
  - (6) ボランティア保険の加入および請求窓口業務
  - (7) 特技ボランティアの登録推進と活動紹介
2. 善意銀行事業
- (1) 善意銀行の PR と寄付の受付
  - (2) 年間配分計画の答申・払出し
  - (3) チャリティーショップの運営
3. サロン・ド・ボランティア推進事業
- (1) サロン・ド・ボランティアの開催 12 回  
(1 2 月はサロン・ド・クリスマス開催)
  - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 12 回
  - (3) 新規登録施設（団体）による施設紹介の開催
  - (4) サロン・ド・ボランティア喫茶ボランティア連絡会の開催 1 回
4. ボランティアグループ支援事業
- (1) 登録ボランティアグループへの助言および情報提供
  - (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 1 回
  - (3) 朗読ボランティアの活動支援
  - (4) 朗読ボランティア連絡会の開催 1 回
  - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
  - (6) 登録グループの研修・活動のための備品および会議室の貸し出し
5. 広報・啓発の強化事業
- (1) 社協だよりによるボランティアセンターの PR
  - (2) 内部情報誌『ボランティアニュース』の発行
  - (3) 活動写真パネルの更新と展示
  - (4) 夏のボランティア体験プログラムへの参加協力
6. 講座及び研修会等の開催
- (1) 「ボランティア活動説明会」の開催 2 回
  - (2) 登録ボランティアグループ研修・交流会の開催 1 回
  - (3) 新規ボランティア受け入れ施設への説明会の開催 3 回
7. 居場所と交流機会の提供
- (1) シヤッピー喫茶の運営 常設
  - (2) シヤッピーハウスの管理運営 常設
  - (3) シヤッピーハウス貸し会議室の運営 随時
  - (4) シヤッピーハウス掘り出し市の開催 2 回
  - (5) シヤッピーハウス啓発イベントの開催 1 回
8. 各種イベントの開催

- (1) 社協チャリティバザーの開催
- (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催
- (3) ボッチャスクールおよびボッチャ大会の開催
- (4) ボランティアフェスティバルの開催

## 〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

### 1. 心配ごと相談所の開設

- (1) 開設日 毎週1回（月曜日・午後1時～4時）  
※第4月曜日はシャッピーハウスにて開設
- (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 3回
- (3) 心配ごと相談所出張相談の開催 2回
- (4) 心配ごと相談所の啓発

## 〔6〕在宅福祉活動の推進

高齢者や障がい者等の要援護者が安心して在宅生活ができるように地域の福祉ニーズに対応した活動を支援する。

1. 福祉車両及び車イスの貸し出し
2. 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の実施
  - (1) 有償協力員の派遣・調整 随時
  - (2) 協力会員連絡会の開催 2回
  - (3) 有償協力員派遣事業運営委員会の開催 1回
  - (4) 「おたがいさまの会」説明会の実施 1回

## 〔7〕高齢者世帯への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活続けることができることを目的に活動してきた地域包括支援センターについては、平成31年4月総合相談支援体制としてできた「基幹包括支援センターいずみさの」が行っていたが、令和2年10月からは5つの生活圏域毎に開設された地域型包括支援センターで相談できるようになり、新池中学校圏域について「包括支援センターしんいけ」が相談支援を行っている。「基幹包括支援センターいずみさの」は基幹的業務として各圏域からの地域課題のまとめ・検討を行い施策の提案や介護予防の充実・関係機関のネットワークや地域住民と協働しながら、市域全体の包括的支援体制の整備を進めていく。

1. 総合相談支援業務
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圏域を特定できない事例に対する支援の調整
  - (3) 在宅介護ガイドブックの更新と作成・配布
2. 権利擁護業務
  - (1) 高齢者虐待の防止

① 高齢者虐待通報の受理	随時
② 高齢者虐待関係会議の開催支援・協力	随時
③ 関係機関とのネットワーク形成	
(2) 消費者被害への対応と関係機関連携	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
(1) ケアマネジャーむけ法定外研修の開催	2回
(2) 事例検討会の開催	2回
(3) ケアマネジャーとの交流会の開催	6回
4. 介護予防事業業務	
(1) 自立支援型地域ケア会議の運営（参画）	12回
(2) 短期集中型地域ケア会議の運営（参画）	12回
(3) 住民向け出張講座の実施	随時
(4) 地域での介護予防体操モデル事業の実施	5か所
(5) 介護予防講座の開催	1回
(6) 地域健康教室への協力（2か所）	4回
(7) 大阪府介護予防活動強化推進事業への参画	
(8) 介護保険適正利用の啓発リーフレットの作成と配布	
(9) 介護支援サポーター事業	
5. 在宅医療・介護連携の推進	
(1) 事務局会議への参画	12回
(2) 「メッセージノート」の配布を通じた人生会議（ACP）の普及・推進	
(3) 住民向け在宅医療介護の講座	1回
(4) 入退院連携・在宅医療等多職種連携の合同研修の企画	1回
(5) 在宅医療にむけた介護事業所情報の集約	
6. 泉佐野市・田尻町介護支援専門員連絡会の事務局運営	
(1) 幹事会の開催	3回
(2) 総会の開催	1回
7. 認知症施策推進事業	
(1) 認知症サポーターの養成	
① 認知症サポーターキャラバンメイト連絡会の事務局運営	
② 認知症サポーター養成講座の開催	
③ キッズサポーター養成講座の開催	
④ チームオレンジの立ち上げ検討	
(2) 認知症ケアパスの更新と作成・配布	
(3) 認知症初期集中支援チームの運営	
① チーム員会議の開催	12回
② 初期集中支援の実施	
(4) 認知症カフェの推進	
① 認知症カフェに対する後方支援	随時
(5) 若年性認知症への支援	

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 研修会の実施                             | 1回        |
| ② 居場所づくり事業（りれーしょん）の実施                | 12回       |
| (6) 認知症予防の推進                         |           |
| ① スマートフォン教室の開催                       | 連続講座 2クール |
| ② 住民向け出張講座の実施                        | 随時        |
| (7) 3市3町認知症ネットワークの構築（サザン WAO）        |           |
| (8) WAO いずみさの（医師会との共同事業による市民向け講座）の開催 | 1回        |
| (9) 徘徊 SOS ネットワーク事業の運営               | 随時        |
| (10) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の受付・周知           |           |

## 〔8〕障がい者世帯への支援

障がい者（児）とその家族等が安心して地域で暮らすことができるように様々な活動を行う基幹相談支援センター事業のうち総合相談については、令和2年10月からは生活圏域毎に地域型包括支援センター5か所が開設され身近な場所で相談ができるようになった。新池中学校圏域においては「包括支援センターしんいけ」として引き続き相談支援を行っていく。「基幹包括支援センターいずみさの」は、障がい者（児）とそれを支える家族が様々な場面ごとに切れ目のない必要な支援を受けることができる体制づくりを行うために、自立支援協議会（地域包括ケア会議）の専門部会の運営を行いながら、市域全体の地域支援の体制整備を進めていく。

1. 自立支援協議会（地域包括ケア会議）専門部会の運営
  - (1) 事務局会議への参画 6回
  - (2) 相談支援員連絡会の企画・運営 3回
  - (3) 地域包括ケア会議で設定された各種専門部会等の企画・運営  
随時（各部会2～3回程度）
2. 事業所連絡会の開催 2回
3. 総合相談支援
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圏域を特定できない事例に対する支援の調整
  - (3) 障害サービスガイドブックの更新
4. 権利擁護
  - (1) 障害者虐待の防止
    - ① 障害者虐待通報の受理と障がい者虐待通報ダイヤルの実施
    - ② 障害者虐待関係会議の開催支援・協力
    - ③ 関係機関とのネットワーク形成
  - (2) 消費者被害への対応と関係機関連携
  - (3) 住民向け出張講座・小中学校向け出張講座（福祉教育への協力）の実施  
随時
5. 社会参加の推進

- (1) 既存制度の支援がなじまない人の居場所づくり事業（りれーしょん）

12回

6. 就労支援体制の確立

- (1) 障がいの特性に応じた雇用の場の確保  
(2) 授産製品の販路拡大

〔9〕経済的困窮世帯への支援

就労状況・心身の状況・地域社会との関係性その他の事情により、困窮しているものに対して包括的な支援を実施してきた「生活困窮者自立相談支援事業」は、令和2年10月からは生活圏域毎に地域型包括支援センター5か所が開設され身近な窓口で相談支援を行っている。新池中学校圏域においては「包括支援センターしんいけ」が相談支援を行っている。基幹包括支援センターいずみさのは、生活圏域を特定できない事例に対する支援と就労に関する企業情報の整理、見える化を図ると共に既存事業の体系化を行う。また生きづらさを抱える人や地縁組織との関係性が希薄な外国人・新型コロナウイルス感染症の影響により生活困難になった人への支援や、居場所づくりにも取り組む。

1. 大阪府生活福祉資金等の貸付相談・申請窓口業務
2. 自立相談支援事業
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圏域を特定できない事例に対する支援
  - (3) 支援調整会議（地域包括ケア会議）の開催 定例会年 12回
3. 就労準備支援事業
  - (1) 就労準備支援連続講座の開催 1回
  - (2) 生活準備プログラムの開発
    - ① 居場所づくり事業（りれーしょん）の実施 12回
    - ② その他のステッププログラム
  - (3) 企業や障害者就労支援事業所等をふくめた情報集約と見える化
4. 家計改善支援事業
  - (1) 家計改善事業の実施
5. 一時生活支援事業
  - (1) ホームレスに対する支援の実施
6. ひきこもり支援
  - (1) ひきこもり支援講座の開催 1回
  - (2) ひきこもり支援に関する検討・企画
7. フードバンクや寄付を活用した緊急支援の実施
  - (1) いずみさの食料等支援ネットワーク事業の運営
    - ①各地域型包括などの相談支援機関を通じた個別支援
    - ②困窮者支援に取り組む団体への提供
8. 外国人支援



- (1) 外国人のための食料配布事業 10回
- 9. 新型コロナウイルス感染症の影響により生活困難になった人に対する相談支援
  - (1) 相談員の配置（期限付き） 3名(予定)

## 〔10〕子育て世代に対する支援

「子育て世代包括支援センター事業」は、産前から子育て世代に関わり、社会的援護を要する家庭の発見・相談・専門機関の紹介を行う。また子育て世代のニーズ把握や支援機関・団体の現状把握・課題把握を行ったり、地域の子育て支援情報の収集や相談支援の充実を目指す。

1. 児童虐待の発生予防
  - (1) しんいけ圏域における妊娠届の受理と母子健康手帳交付時の相談
  - (2) 地域型包括支援センターに対する研修会・意見交換会等の企画
  - (3) 住民向け出張講座の実施 随時
2. 総合相談支援
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の適切な支援機関への紹介
3. 地域の子育て情報の収集と発信
  - (1) 子育て相談窓口・問い合わせ先一覧の作成
  - (2) 情報発信
4. 関係機関・団体とのネットワーク形成

## 〔11〕地域自殺対策強化事業

「地域自殺対策強化事業」は、家庭や職場以外の多様なつながりの存在が自殺を踏みとどまらせるセーフティネットになるという理解のもと、様々な機関と協力して、「誰もが安心して生きられる」地域づくりを進めていく。

1. 人材養成事業
  - (1) 福祉関係者向けゲートキーパー研修の開催 1回
  - (2) 福祉関係者向け研修の開催 1回
2. 普及啓発事業
  - (1) 市民向けゲートキーパー研修の開催 1回
  - (2) チラシ等を利用した普及啓発事業 随時
3. 相談支援事業
  - (1) 初期相談と適切な支援機関の紹介 随時
4. 地域特性重点化事業
  - (1) 商業施設での啓発・展示の実施 1回

## 〔12〕中核機関

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域住民への広報や啓発を行うとともに、相談機関との連携や協働・専門的助言を行っていく。

1. 専門相談
 

市長申し立てや後見申し立ての必要性について各関係機関からの相談に応じる

2. 中核等の会議
  - (1) 市長申立が必要な事例一覧表の作成
  - (2) 適格な後見人候補者についての調整
3. 市民後見人に対する養成と支援
  - (1) 市民後見人活動に関する周知・広報 随時
  - (2) 市民後見人受任者への活動支援 随時
  - (3) 市民後見人バンク登録者交流会の開催 1回

### 〔13〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、社会的課題やその解決に取り組む活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 6回
2. 社協ホームページ、ブログ、Facebook、Instagramによる福祉情報の発信
3. 福祉啓発 DVD 及び社協備品の貸し出し
4. その他、社会福祉に関する情報の提供

### 〔14〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

### 〔15〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

1. 社協会員会費の募集への協力依頼と協力町会への還付
2. 社協協賛会員の募集

### 〔16〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。

1. 共同募金運動の実施
  - (1) 配分申請受付
  - (2) 各町会・団体への依頼および寄付の受取、報告
  - (3) 街頭募金の実施
  - (4) PR イベントブース出展の開催
2. 歳末たすけあい運動の実施
  - (1) 担当者会議の開催
  - (2) 寄付の依頼および受取、報告

### **〔17〕 民生委員児童委員協議会との連携**

民生委員児童委員協議会では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民児協と協働による地域福祉の向上を推進する。

### **〔18〕 市立社会福祉センターの管理運営**

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である社会福祉センターの管理運営を実施。老人福祉センターを含め利便性の向上を図り、市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に努める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。